

訪問看護利用料金表 【医療保険（精神科訪問看護）】

R8年6月1日現在

1) 基本料金

10割負担額

精神科訪問看護基本療養費Ⅰ	30分未満	週3回まで	4,250円	
		週4回以降	5,100円	
	30分以上	週3回まで	5,550円	
		週4回以降	6,550円	
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ (同一建物居住者)	同一日に2人まで	30分未満	週3回まで 4,250円 週4回以降 5,100円	
		30分以上	週3回まで 5,550円 週4回以降 6,550円	
	同一日に3人以上9人以下	30分未満	週3回まで	2,130円
			週4回以降	2,550円
		30分以上	週3回まで	2,780円
			週4回以降	3,280円
精神科訪問看護基本療養費Ⅳ	入院中の外泊時の訪問		8,500円	
訪問看護管理療養費	月の初日		7,710円	
	月の2日目以降（単一建物居住利用者が20名未満）		3,010円	

2) 各種加算

複数名訪問加算	同一建物内同一日に2人まで	4,500円
	同一建物内同一日に3人以上9人以下	4,000円
早朝・夜間加算	6～8時、18～22時	2,100円
長時間訪問看護加算	90分を超える場合	5,200円
退院時共同指導加算	退院前に医療機関と共同で指導した場合	8,000円
退院支援指導加算	退院日の訪問	6,000円
	退院日の長時間訪問	8,400円
訪問看護情報提供療養費1	市町村等または特定相談支援事業所等からの求めに応じて必要な情報を提供した場合	1,500円
訪問看護情報提供療養費3	医療機関等に入院（入所）して主治医に必要な情報を提供した場合	1,500円
訪問看護医療DX情報活用加算	電子資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行なった場合 ※月に1回に限り算定	50円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）	当該ステーションに勤務する職員の賃金の改善を図る体制にある場合 ※月に1回に限り算定	1,050円
訪問看護物価対応料（1日につき）	月の初日	60円
	月の2日目以降	20円

※10円未満の端数は四捨五入して計算されます（健康保険法第75条）

※交通費：訪問対応エリアについては無料

訪問看護利用料金表【医療保険（精神科を除く）】

R8年6月1日現在

1) 基本料金

10割負担額

訪問看護療養費Ⅰ	週3回まで	5,550円	
	週4回以降	6,550円	
訪問看護療養費Ⅱ	同一建物内同一日に2人	週3回まで	5,550円
		週4回以降	6,550円
	同一建物内同一日に3人以上9人以下	週3回まで	2,780円
		週4回以降	3,280円
訪問看護基本療養費Ⅲ	入院中の外泊時の訪問	8,500円	
訪問看護管理療養費	月の初日	7,710円	
	月の2日目以降（単一建物居住利用者が20名未満）	3,010円	

2) 各種加算

複数名訪問加算	同一建物内同一日に2人まで	4,500円
	同一建物内同一日に3人以上9人以下	4,000円
早朝・夜間加算	6時～8時、18時～22時	2,100円
長時間訪問看護加算	90分を超える場合	5,200円
乳幼児加算	6歳未満のお子さま	1,400円
退院時共同指導加算	退院前に医療機関と共同で指導した場合	8,000円
退院支援指導加算	退院日の訪問	6,000円
訪問看護情報提供療養費1	市町村等または特定相談支援事業所等からの求めに応じて必要な情報を提供した場合	1,500円
訪問看護情報提供療養費3	医療機関等に入院（入所）して主治医に必要な情報を提供した場合	1,500円
訪問看護医療DX情報活用加算	電子資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行なった場合 ※月に1回に限り算定	50円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）	当該ステーションに勤務する職員の賃金の改善を図る体制にある場合 ※月に1回に限り算定	1,050円
訪問看護物価対応料（1日につき）	月の初日	60円
	月の2日目以降	20円

※10円未満の端数は四捨五入して計算されます（健康保険法第75条）

※交通費：訪問対応エリアについては無料